

必要な契約の内容が
理解できず、
手続きが滞ってしまう

後見人の申し立てを
したいけど、
どうしたらいいのかわからない

親族の後見人になっ
たが、わからないこと
や書類が多くて心配

障害のある子どもの
世話ができなくなっ
てきた
親亡き後の生活が
心配

こんな
お悩み
ありませんか？

家やお金の管理が
心配だけど、
どうしたらいいのかわからない

親が認知症で、
銀行のお金を引き
出せなくなり、
支払いができなくな
った



些細なことでもまずはご相談ください
三条市成年後見支援センター
☎0256-47-4787

成年後見制度に関するご相談は 三条市成年後見支援センターへ！！

成年後見制度利用促進の中核機関として、令和7年4月より三条市総合福祉センター内に設置しました。

住み慣れた地域で安心して暮らせるように成年後見制度に関する相談や、制度を利用しやすい地域にしていくための体制づくりなどに取り組みます。

成年後見制度中核機関の 4つの機能

1 広報啓発

- 成年後見制度に関する情報発信を市民や関係機関の方々に幅広く行います。
- 成年後見制度に関する講演会や研修会を市民や関係機関の方々を対象に実施します。



2 相談

- 市内にお住まいの方で成年後見の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談をお受けします。制度の仕組みや利用するための流れなどをご説明します。制度全般に関する一般相談と個別的な案件に関する個別相談があります。



3 成年後見制度利用促進

- ご本人にふさわしい成年後見制度の利用に向け、情報提供を行うほか、市民後見人の育成・活動支援を行います。



4 後見人支援

- 親族後見人からの相談に応じるとともに、必要に応じて関係者がチームとなって対応する体制をつくります。



三条市成年後見支援センター

社会福祉法人三条市社会福祉協議会
〒955-0823 三条市東本成寺2番1号
三条市総合福祉センター内
☎ 0256-47-4787 / fax0256-33-3004

